

○大雪消防組合消防団員の服制に関する 規則

〔昭和52年11月8日〕
規則第4号

改正 平成13年12月10日規則第3号 平成19年10月18日規則第18号

消防組織法（昭和22年法律第226号）第23条第2項の規定に基づく消防団員の服制については、消防庁において定めた消防団員服制基準（平成13年3月30日消防庁告示第11号）によるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年12月10日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年10月18日規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。